

平成 29 年 4 月 10 日

一般社団法人日本脳神経外科学会 御中

厚生労働省移植医療対策推進室

追加の送付につきまして

移植医療の推進につきましては、平素から御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先日、ご連絡いただきましたとおり、追加の資料をお送りいたしますので、御査収願います。

ご不明な点等ございましたら、以下の照会先までご連絡願います。
何卒よろしくお願い申し上げます。

(照会先)

〒100-8916

東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

厚生労働省健康局移植医療対策推進室

TEL 03-3595-2256 (直通)

FAX 03-3593-6223

(一社) 日本脳神経外科学会の専門医認定制度における脳死下での臓器提供が可能な施設の取扱いの整理について

(一社) 日本脳神経外科学会では、平成 23 年 4 月より、専門医認定制度内規 (平成 22 年 1 月 24 日改正) 第 6 条から第 8 条に定める基幹施設及び研修施設の認定を行っています。(同内規平成 27 年 10 月改正より研修施設を連携施設と名称変更した。) これらの施設は、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針 (ガイドライン) (平成 9 年 10 月 8 日付け健医発第 1329 号。以下「ガイドライン」という。) において、脳死した者の身体からの臓器提供が可能な施設の要件の一つである「救急医療等の関連分野において、高度の医療を行う施設」とされています。

今般、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針 (ガイドライン) が定める救急医療等の関連分野において、高度の医療を行う施設について (平成 29 年 3 月 13 日付け健移発 0313 第 1 号) において、基幹施設及び連携施設について「一般社団法人日本脳神経外科学会による基幹施設及び連携施設の認定は、将来に向かってのみその効力を有すること」という解釈が示されています。

この解釈は、臓器提供が可能な施設の要件の一つである「救急医療等の関連分野において、高度の医療を行う施設」(以下「5 類型施設」という。) に限った取扱いとなり、日本脳神経外科学会の専門医認定制度における取扱いと異なるので、参考に、以下のとおり整理します。なお、臓器提供が可能な施設となるためには、5 類型施設である基幹施設又は連携施設であることの他にガイドラインが定める要件があることに留意されたい。

【例示：新規に認定される施設について】

平成 28 年 8 月、新規に日本脳神経外科学会の連携施設に認定された施設の場合

→日本脳神経外科学会の連携施設としては、

平成 28 年 4 月までさかのぼり平成 29 年 3 月までは認定施設

平成 29 年 4 月から 8 月までは暫定認定施設 (ただし、所属する基幹施設の認定期間が平成 29 年 3 月までの場合は暫定認定期間なし)

平成 28 年 8 月、新規に日本脳神経外科学会の連携施設に認定された施設の場合、ガイドラインに臓器提供施設としては、

平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月まで提供が可能施設

* 平成 28 年 4 月～8 月までは、認定結果が公表されていないため臓器提供不可